

兵庫県公報

令和2年9月29日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（環境整備課）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第40号）

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を令和2年11月1日とすることとした。

規 則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第28号）附則第1項に規定する規則で定める日は、令和2年11月1日とする。